

# 東京大学教職員の環境安全衛生管理規程

(平成16年4月1日東大規則第10号)

改正 平成17年3月23日東大規則第349号

改正 平成18年3月30日東大規則第126号

改正 平成22年3月25日東大規則第128号

改正 平成24年3月29日東大規則第 83号

改正 令和 2年3月26日東大規則第133号

改正 令和 3年3月18日東大規則第 79号

## 目次

第1章 総則 (第1条-第3条)

第2章 環境安全衛生管理体制 (第4条-第17条)

第3章 環境安全衛生の確保に関する措置 (第18条-第29条)

第4章 労働者の就業にあたっての措置 (第30条-第32条)

第5章 記録及び報告 (第33条-第35条)

第6章 雑則 (第36条-第37条)

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京大学教職員就業規則(平成16年規則第11号)第42条に規定する国立大学法人東京大学(以下「大学法人」という。)における教職員の環境安全衛生の確保に関し必要な事項を定める。

2 大学法人の教職員の環境安全衛生の確保に関しては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 大学法人が教職員の環境安全衛生の確保に関して別に規程を定めたときは、この規程によるほか、当該規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「環境安全衛生の確保」とは、大学法人の教育研究に関連する環境汚染の防止、安全衛生の向上及び事故・災害の防止、緊急時の対応等をいう。

2 この規程において「教職員」とは、東京大学基本組織規則(平成16年規則第1号。以下「基本組織規則」という。)第2章に掲げる教職員をいう。

3 この規程において「法令等」とは、安衛法その他の法令並びに教職員の環境安全衛生の確保に関し大学法人が定めた規程及びこれらの委任により定めた細則をいう。

4 この規程において「事業場」及び「事業場の長」とは、別表のとおりとする。

5 この規程において「部局」とは、基本組織規則第3章及び第4章に掲げる組織をいう。

6 この規程において「部局長」とは、前項にいう部局の長をいう。

(総括者)

第3条 総長は、大学法人の環境安全衛生管理を総括し、この規程及び法令等に定める労働災害防止の基準を守り、事業場における教職員の環境安全衛生の確保と快適な職場環境の形成に努めなければならない。

- 2 総長は、環境安全衛生を担当する理事（以下「担当理事」という。）に前項に係る権限を委任する。
- 3 担当理事は、大学法人の環境安全衛生管理活動を総括するために必要な措置を講ずることができる。

## 第2章 環境安全衛生管理体制

### （事業場の長）

第4条 事業場の長は、総括安全衛生管理者として、事業場の環境安全衛生管理活動を統括管理し、事業場における教職員の環境安全衛生の確保に努め、法令等の定めるところに従い、それぞれの実情に応じて、所属教職員の環境安全衛生の確保に必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業場の長は、旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって総括安全衛生管理者としての職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- 3 事業場の長は、事業場の環境安全衛生の確保に関する措置を行うに必要な権限を有する。

### （部局長）

第5条 部局長は、部局における教職員の環境安全衛生の確保に関する事項を統括する責任者として、法令等の定めるところに従い、所属教職員の環境安全衛生の確保に必要な措置を講じなければならない。

- 2 部局長は、部局の環境安全衛生の確保に関する措置を行うに必要な権限を有する。
- 3 部局長は、教職員の環境安全衛生の確保に関して必要と認める場合は、部局委員会を設けるものとする。

### （衛生管理者等）

第6条 教職員数が常時50人以上の事業場の長は、衛生管理者資格を有する所属教職員のうちから、法令等で規定された定数以上の衛生管理者を選任するものとする。

- 2 教職員が常時10人以上かつ50人未満の事業場の長は、衛生推進者講習を修了した所属教職員のうちから衛生推進者を選任するものとする。
- 3 労働安全衛生規則第7条第1項第6号の規定に該当する事業場の長は、資格を有する所属教職員のうちから衛生工学衛生管理者を衛生管理者として選任するものとする。
- 4 衛生管理者、衛生推進者及び衛生工学衛生管理者は、法令等に定める業務などを行い、教職員の環境安全衛生の確保に必要な措置を講ずるものとする。

### （産業医）

第7条 産業医は、法令等で規定された定数以上の者を有資格者のうちから、事業場の長が選任する。

- 2 産業医は、健康管理に関する業務、その他法令等に定める業務等を行う。
- 3 産業医の指名又は委嘱については、別に定める。

### （作業主任者）

第8条 作業主任者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。）第6条に掲げる業務を行う作業場ごとに、部局長が定めるものとする。

- 2 作業主任者は、当該業務に係る法令等で定める免許又は資格等を保有し、作業主任者として適格と認められる者をもって充てるものとする。

3 作業主任者は、当該作業に従事する教職員等の指揮及び法令等で定めるその他の事項を行うものとする。

#### 第9条 削除

#### 第10条 削除

(事業場の安全衛生委員会)

第11条 教職員数が常時50人以上の事業場の長は、事業場の安全衛生委員会を置くものとする。

2 安全衛生委員会は、事業場における教職員の環境安全衛生管理のために基本となるべき対策に関して、調査審議し、事業場の長に対して意見を述べるものとする。

3 安全衛生委員会は、事業場の環境安全衛生管理を担当する者のうちから事業場の長が指名した者、事業場の教職員で教職員の過半数代表者が推薦した環境安全衛生に関し経験を有する者から事業場の長が指名した者及び産業医のうちから事業場の長が指名した者で構成されるものとする。

4 事業場の長は、安全衛生委員会を1ヶ月に1回以上開催するものとする。

5 安全衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第12条 削除

(環境安全本部)

第13条 環境安全本部は、大学法人の環境安全衛生管理活動を統括し、事業場及び部局の環境安全衛生活動が円滑に運営されるために必要な専門的及び技術的な支援を行わなければならない。

2 環境安全本部は、事業場及び部局の環境安全管理室並びに教職員に対して環境安全衛生の確保に関する指導及び助言を行うことができる。

(環境安全本部長)

第13条の2 環境安全本部長は、担当理事を補佐し、大学法人における環境安全衛生管理の実務を統括しなければならない。

2 環境安全本部長は、前項の措置を行うに必要な権限を有する。

(部局の環境安全管理室)

第14条 部局長は、部局の環境安全管理室を置くものとする。ただし、部局の実情に応じて、複数の部局が合同で一の環境安全管理室を置くことを妨げない。

2 部局の環境安全管理室は、環境安全衛生管理活動を統括し、部局の環境安全衛生を確保しなければならない。

3 部局の環境安全管理室は、部局の教職員に対して、環境安全衛生に関する指導を行うことができる。

4 その他、部局の環境安全管理室に関する必要な事項は別に定める。

(環境安全管理室長)

第14条の2 環境安全管理室長は、部局の環境安全衛生管理において部局長を補佐し、その実務を統括しなければならない。

2 部局長は、環境安全管理室長に対し、前項の措置に必要な権限を与えなければならない。

(野外における教育研究活動の体制)

第15条 部局長は、野外における教育研究活動を行う場合には、環境安全衛生管理の責任者及びその責任者の事務を補助する者を定めるものとする。

2 野外における教育研究活動に関する必要な事項は別に定める。

(衛生管理者等の教育)

第16条 事業場の長は、衛生管理及びその他の環境安全衛生活動に従事する者の能力向上のため教育等を受ける機会を与えるように努めるものとする。

(教職員)

第17条 教職員は、環境安全衛生の確保に当たって、法令等を遵守しなければならない。

2 教職員は、環境安全本部長及び部局の環境安全管理室長等の環境安全衛生の確保に関する指導に従わなければならない。

3 教職員は、大学法人及び部局の実施する環境安全衛生管理活動に協力しなければならない。

### 第3章 環境安全衛生の確保に関する措置

(危険を防止するための措置)

第18条 部局長は、環境安全衛生の確保を脅かす危険の発生を防止するために、教職員が互いに協力して危険の発生の防止に努める内容を含め、必要な措置を講ずるものとする。

(有害な業務に係る措置)

第19条 部局長は、安衛法施行令第22条に掲げる有害な業務（以下「特定有害業務」という。）その他の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事する教職員については、法令等の定める健康障害を防止するための措置を講ずるものとする。

2 部局長は、特定有害業務の行われる場所については、法令等の定めるところにより、作業環境測定を行うものとする。

(緊急事態に対する措置)

第20条 部局長は、教職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、教職員の退避、救護等の適切な措置を講ずるものとする。

2 部局長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、設備等の整備、教職員の教育及び訓練等を行うものとする。

(設備等の使用制限、検査及び届出)

第21条 部局長は、安衛法施行令第12条若しくは第13条に掲げる設備等を設置し、又は教職員に使用させる場合には、法令等の定める条件を満たすものとする。

2 部局長は、安衛法施行令第12条に掲げる設備等については、使用検査、変更検査、性能検査及び定期自主検査等法令等に定める検査を、安衛法施行令第15条に掲げる設備等については、定期自主検査を、それぞれ検査員を指名又は委嘱して行うものとする。

3 部局長は、安衛法施行令第12条に掲げる設備等を設置し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業場の長に報告するものとする。

(有害物質の使用等の制限)

第22条 部局長は、教職員に重度の健康障害を生ずる安衛法施行令第16条に掲げる物質については、試験又は研究を目的とする場合で、所轄の行政官庁の承認を得たときを除き、教職員に製造し、又は使用させてはならない。

2 部局長は、教職員に重度の健康障害を生ずるおそれのある安衛法施行令第17条に掲げる物質については、所轄の行政官庁の承認を得たときを除き、教職員に製造させてはならない。

(有害性の調査等)

第23条 部局長は、化学物質、その他の物で、教職員の健康障害を生ずるおそれのあるものについ

ては、それらの有害性等を調査し、法令等の規定による措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(作業時間の制限)

第24条 部局長は、特定有害業務等に従事する教職員については、教職員の健康障害を防止するため、法令等の定める作業時間を超えて教職員を従事させないものとする。

(健康診断の実施)

第25条 部局長は、法令等に基づき、教職員の健康診断を実施するものとする。

2 教職員の健康診断は、一般健康診断、特殊健康診断及び臨時の健康診断とする。

(事後措置等)

第26条 部局長は、健康診断の結果、異常があると認められた教職員については産業医又は産業医が選任されていない場合は医師の意見を聴取し、健康の保持増進に必要な適切な事後措置をとるものとする。

2 部局長は、一般健康診断を受けた教職員に対し、健康診断の結果を通知するものとする。

3 部局長は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、教職員に就業の禁止、勤務時間の制限等、当該教職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。また、医師又は保健師による保健指導を行うように努めることとする。

4 教職員は、正当な理由がない場合には、前項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第27条 部局長は、安衛法第68条の規定により、所属教職員のうち次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置を施した場合は、この限りではない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) その他、前2号に準ずる疾病にかかり産業医が就業不相当と認めた者

2 部局長は、前項第1号に掲げる疾病の疑いのある者に対し、その就業を禁止することができる。

3 部局長は、前2項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

(秘密の保持)

第28条 教職員の健康に関する業務に従事する教職員及び過去に従事した教職員は、職務上知り得た教職員の心身の欠陥その他の秘密を他に漏らしてはならない。

(健康管理手帳)

第29条 部局長は、安衛法施行令第23条に掲げる業務に従事する教職員が、これらの業務に従事しないこととなった場合には、当該教職員に健康管理手帳がすでに交付されている場合を除き、すみやかにその旨を事業場の長に報告するものとする。

#### 第4章 労働者の就業にあたっての措置

(環境安全衛生教育)

第30条 部局長は、教職員を雇い入れた時及び危険又は有害な業務に従事させる場合には、法令等の定めるところにより、当該教職員が従事する業務に関する環境安全衛生の確保のため必要な事項について、教育を行うものとする。

(危害のおそれの多い業務の従事者)

第31条 部局長は、安衛法その他の法令の定める免許又は資格等を有する教職員を、安衛法施行令第20条に掲げる業務に従事させるものとする。

2 部局長は、安衛法施行令第20条に掲げる業務以外の業務で危害のおそれの多いものについては、法令等の定めるところにより、危害防止のための特別の教育を受けた教職員を当該業務に従事させるものとする。

(健康障害の防止上特に配慮を必要とする教職員)

第32条 部局長は、健康診断の結果、健康障害の防止上特に配慮を必要と判断された教職員については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するように努めるものとする。

## 第5章 記録及び報告

(記録及び保存)

第33条 部局長は、教職員の健康診断に関する記録を作成し、教職員の離職後5年間、これを保存するものとする。また、特殊健康診断に関する記録は、法令等に定められた期間保管するものとする。

2 部局長は、教職員が他の部局又は機関等に異動した場合には、当該教職員の健康管理に関する記録を異動後の部局又は機関等に移管するものとする。

3 部局長は、有害な業務に係る作業環境測定及び設備等の検査に関する記録を作成し、当該検査終了後法令等の定める期間保存するものとする。

(健康診断実施結果の報告)

第34条 部局長は、毎年4月末日までに、前年4月1日に始まる年度における健康診断実施の結果及び教職員に対して行った健康管理上の指導事項の概要を事業場の長に報告するものとする。

(災害等及び緊急時に関する報告)

第35条 部局長は、教職員の勤務する場所において発生した災害又は事故及びその発生の状況を遅滞なく担当理事に報告するものとする。

## 第6章 雑則

(細則等)

第36条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

2 事業場の長は、この規程に基づいて事業場の環境安全衛生管理規則を制定又は改正した場合には、すみやかに総長に報告するものとする。

3 部局長は、この規程に基づいて部局の環境安全衛生管理規則を制定又は改正した場合には、すみやかに事業場の長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、役員会の審議を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

事業場の名称	事業場の長
本郷地区	理事 (環境安全担当)
駒場地区	大学院総合文化研究科長
柏地区	柏キャンパス共同学術経営委員会委員長
柏Ⅱ地区	情報基盤センター長
神岡地区	施設長
医科学研究所	医科学研究所長
医学部 附属病院	医学部附属病院長
教育学部 附属中等教育学校	学校長
大学院理学系研究科 附属植物園	園長
大学院工学系研究科 原子力専攻 (専門職学位課程)	専攻長
大学院農学生命科学研究科 附属生態調和農学機構	機構長
” 附属演習林 北海道演習林	林長
” 附属演習林 千葉演習林	林長
” 附属演習林 秩父演習林	林長
” 附属演習林 生態水文学研究所	所長
” 附属牧場	牧場長